

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

○特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件

告示

福島県告示第二百四十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、するめいかに関する令和六管理年度（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 知事管理区分 福島県するめいか漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量（水産課）